

## 里親等への委託の推進に向けた取組

### ◆ 国の方針・方向性

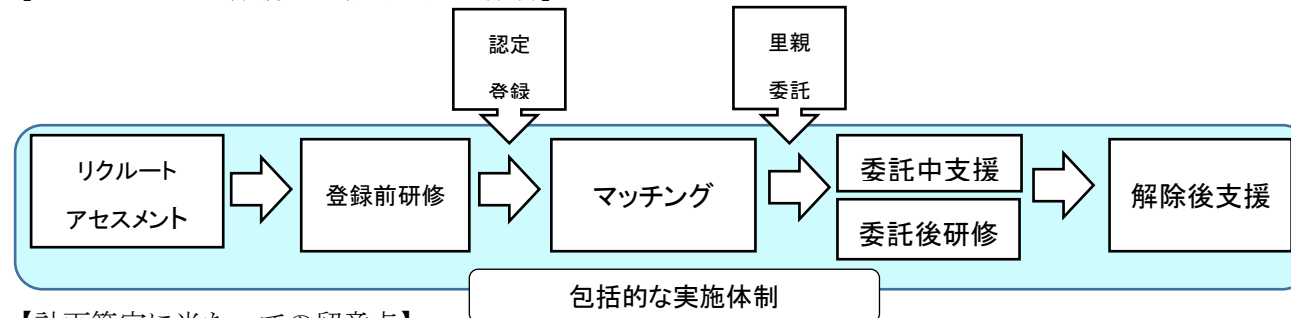
新しい社会的養育ビジョン

里親とチームになり、リクルート、研修、支援等を一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大限のスピードで実現し、2020年度には、すべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。

策定要領

● 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）実施体制の構築（2020年度まで）に向けた計画を策定すること。

【フォスタリング業務の包括的な実施体制】



【計画策定に当たっての留意点】

- i 「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」を参照
- ii 児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施機関やその配置を検討すること。
- iii 民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、一部の業務のみを委託することも可能であるが、一貫した体制の下に継続的な支援が提供できるよう、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。
- iv 民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負うものであること。また、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

ガイドライン

I. ガイドラインの目的

II. フォスタリング業務とその重要性

◎法律上は、親族里親や養子縁組里親もフォスタリング業務における支援対象に含まれるが、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務にあたらぬ。フォスタリング業務に付随するものとして、支援の連続性が確保されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

◎フォスタリング機関 ⇒民間機関（一連の業務を包括的に実施する場合）または児童相談所（一部の業務のみを委託して実施する場合）

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

◎民間フォスタリング機関の体制 ⇒総括者、ソーシャルワーカー、リクルーター、心理職、事務職員（配置職員数は担当する里親家庭数等を考慮）

VI. フォスタリング業務の実施方法

VII. 「里親支援事業」の活用

## ◆ 堺市の現状

<資料4-2のとおり>

## ◆ 堺市の考え・方向性

### ● 今後のフォスタリング業務内容における、考えられる主な体制（案）について

#### I 子ども相談所を中心とした包括的实施体制 <資料4-3(1)のとおり>

- ・現状と大きく実施体制を変えず、啓発・リクルート及び研修の主体は民間機関とし、子ども相談所がアセスメント以降の一連の業務を包括的に実施
  - ・里親等への登録前から委託後、解除後の支援等については、子ども相談所・民間機関・里親会・里親支援専門相談員等において、複層的に実施
- 《メリット》
- ・今までのノウハウを活かし、比較的マッチングを円滑に行うことができる。
  - ・委託後の支援について、委託児童の家庭に関する地域からの情報が児童相談所で集約されやすい。
- 《デメリット・課題》
- ・子ども相談所の里親支援に係る体制の強化等が必要。
  - ・里親への係わりの中で、委託決定の権限を持つ子ども相談所へ相談しづらいことがある。

#### II 民間機関による包括的实施体制 <資料4-3(2)のとおり>

- ・現状の実施体制よりできる限り民間機関に、業務を包括的に委託して実施。ただし、業務執行が安定するまでは、段階的に業務を委託していく。
  - ・里親等への登録前から委託後、解除後の支援等については、子ども相談所・民間機関・里親会・里親支援専門相談員等において、複層的に実施
- 《メリット》
- ・民間機関でリクルート以降の一連の業務が包括的に実施できる。
  - ・委託決定の権限を持つ児童相談所とは異なった立場で、里親の思いに寄り添ったサポート支援が行いやすい。
- 《デメリット・課題》
- ・マッチングを行う上での、民間機関と子ども相談所の密な連携の確保が必要。
  - ・包括的な支援が担える民間機関の有無、育成。

### ● 里親支援専門相談員の役割について

- ・里親支援専門相談員が、活動※の中で係わった里親へ、登録に至るまでの支援、委託後の支援、委託解除後の支援、未委託時の支援など、包括的な支援の役割を担う。

- ※
- ・担当区を決めて、里親制度の啓発、リクルート活動の実施（里親委託等普及促進・リクルート事業）
  - ・施設において、里親登録前研修としての施設実習の受け入れ（里親研修・トレーニング事業等）
  - ・施設から里親への措置変更の可能な児童の選定と委託に向けた調整、その後の支援（里親委託推進等事業）
  - ・上記の活動の中で係わった里親宅へ訪問等（里親訪問等支援事業）